

(介護予防)認知症対応型共同生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人太陽福祉会が開設するグループホーム サンホーム(以下、「事業者」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員等(以下、「従業員」という。)が、要介護状態にある利用者(以下、「利用者」という。)に対し、適正な(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業者は、介護保険法などの主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになります。

- 2 事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に勤めるとともに、関係市町村との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1)事業所の名称 グループホーム サンホーム
- (2)事業所の所在地 新潟県長岡市榆原784番地13

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業者は管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

- (1)管理者1人
 - ・管理者は、業務の監理及び所属職員を指揮監督し、関係機関との連携、緊急時の対応及び苦情処理等適切に事業を実施できるよう統轄する。
- (2)計画作成担当者1人(兼務)
 - ・計画作成担当者は、利用者に最適な(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し、その計画を他の介護従事者で検討し、毎月評価するものとする。
 - ・計画作成担当者は、当該共同生活住居における他の職種に従事することができる。
- (3)介護職員3人以上
 - ・介護職員は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスを提供し、その後

に評価を行う。

- ・利用者に対するサービスを充分に行えるよう勤務する介護職員は、夜勤1人以上、夜勤帯以外の時間帯に利用者3人に対して1人以上とする。

(4) 看護師1人以上(非常勤)

- ・看護師は、利用者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関等との連絡及び調整を行う。

(利用定員)

第5条 指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の共同生活住居の利用者の定員は、9人とする。

2 ユニットの数は1とし、1ユニットにおける定員は9人とする。

3 居室は、全室個室とし、定員を1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、定員2名とすることができます。

(居室)

第6条 事業者は、利用者の居室を原則個室(定員1名)とし、洗面台・ロッカー等を備品として備えていきます。

(食堂)

第7条 事業者は、利用者が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

(その他の設備)

第8条 事業者は、設備としてその他に、居間、台所、浴室、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けます。

(内容及び手続きの説明並びに同意および契約)

第9条 事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

(受給資格等の確認)

第10条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

(指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスの内容)

第11条 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行います。

- (1)生活相談
- (2)食事の提供
- (3)排泄の援助
- (4)入浴
- (5)健康管理
- (6)洗濯、清掃、買い物など日常生活上の援助

2 介護サービスの提供にあたっては、次の点に留意すること。

- (1)利用者の認知症の進行を緩和し、当該共同生活住居において安心して日常生活を送ることができ
るよう、利用者的心身の状況を踏まえて、適切に提供する。
- (2)利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、日常生活を送ることができるよう配慮して
行う。
- (3)従業員は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービ
スの提供方法について、理解しやすいよう説明を行う。
- (4)指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の従業員は、利用
者に対するサービスを高めるために、積極的に研修に参加し認知症高齢者の理解と資質の向上を
図るものとする。
- (5)介護サービスの提供において利用者の趣味や嗜好に応じた活動の支援を行うとともに、常に利用
者の家庭との連携を図り、家族との交流の機会を確保するように努めるものとする。
- (6)利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の
継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。

(サービスの取り扱い方針)

第12条 事業者は、可能な限り、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むこ
とができるよう支援を行うことで、利用者的心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能
の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者的心身の状況等について把握するとともに、サービス内
容の確認を行います。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基
づき漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇
上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を自己評価と外部評価によって行い、(介護予
防)認知症対応型共同生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図る
こととします。

(身体拘束の制限)

第13条 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保
護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。また、身体拘束等を行
う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録

します。

- 2 前項の身体拘束等を行う場合には、本人・家族に説明及び同意を求め、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、家族及び管理者に報告しなければならない。
- 3 管理者は、身体拘束または行動を制限した経緯について事情を把握し、いかなる不利益も受けることのないよう利用者の権利を守らなければならない。
- 4 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(利用料その他の費用の額)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の利用料は厚生労働大臣が定めた公示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供した際には、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 利用者から徴収する保険適用外の費用は、別に利用料の支払いを受けるものとする。

(1) 食費	1, 300円／日
(2) 住居費	1, 450円／日
(3) 光熱水費	700円／日
(4) リース寝具代	3, 000円／月
(5) 現金管理手数料	300円／月
(6) 教育娯楽費	300円／月
(7) 日用品費	実費
(8) おむつ代	実費
(9) 理美容代	実費
(10) 電化製品使用料	100円／日

ただし、利用者が外泊等でサービスの提供を受けなかった場合は減免した額について徴収するものとする。
- 3 利用者は、事業者に対し敷金として60, 000円を利用契約締結時に支払い、契約終了時に居室の原状回復費(リフォーム代)及び延滞料金等がある場合に清算し、残金は利用者に返還する。
- 4 前第1項及び第2項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 その他日常生活に係る経費であって、利用者に負担させることが適當と認められる費用の徴収が必要となったときは、その都度利用者又はその家族に対して説明し、同意を得たものに限り徴収する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第15条 介護サービスを利用できるものは、概ね65歳以上の認知症性高齢者(65歳未満の初老期認

知症のものを含む。)で、主治医より認知症の診断を受け、要介護度1以上(介護予防認知症対応型共同生活介護の場合は、要支援2)で、かつ、次のいずれにも該当するものとする。

(1)家庭環境等により家庭での介護が困難な状態であること。

(2)身辺の自立ができておらず、共同生活を送ることに支障がないこと。

(3)常時医療を必要としないこと。

2 指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)を利用するものは、次の事項に留意しなければならない。

(1)利用者は、この運営規程の定めるところにより、共同生活住居での秩序の維持に努めなければならない。

(2)利用者が外出・外泊しようとするときは、予め外出・外泊届を提出し、管理者の承認を得なければならぬ。

(3)利用者は、次の事項を守らなければならない。違反した場合は、退居してもらう場合がある。

- ・共同生活住居内において、政治活動・宗教活動を行ってはならない。

- ・共同生活住居内に危険物を持ち込んではならない。

- ・指定された居室は、勝手に変更してはならない。

- ・飲食物の持ち込みに際しては管理者の了解を得なければならない。

- ・所持金その他貴重品については、利用者等の保管を原則とするが、管理し難い場合については、管理者に申し出て保管を依頼することができる。なお、その際は、利用者及び家族は管理者との間に金銭管理等委任契約を締結するものとする。

- ・喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂きます。

- ・飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

- ・利用者は、生活環境保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持にご協力頂きます。

3 利用者の入退居の決定は、関係職員等で構成する入所判定委員会で行う。

(従業員の服務規程)

第16条 事業者は、介護保険関係法令及び諸規則、特定個人情報並びに個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

(1)利用者の対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

(2)常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

(3)お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(利用者の権利)

第17条 事業者は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護に関して以下の権利を守ります。

(1)独自の生活歴を有する個人として尊重し、プライバシーを保ち、尊厳を維持します。

(2)生活やサービスにおいて、十分な情報を提供し、個人の自由を好み、及び主体的な決定が尊重し

ます。

- (3) 安心感と自信を持てるように配慮し、安全と衛生が保たれた環境で生活を保障します。
- (4) 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援し、必要に応じて適切な介護を継続的に行います。
- (5) 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を行います。
- (6) 家族や大切な人との通信や交流の自由が保ち、個人情報を守ります。
- (7) 地域社会の一員として生活・選挙その他の一般市民としての行為を保障します。
- (8) 暴力や虐待及び身体的・精神的拘束を行いません。
- (9) 生活やサービスについて苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けます。

(衛生管理)

第18条 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業員に対し研修を行います。

2 従業員は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(従業員の質の確保)

第20条 事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。ま

た、従業員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また適切かつ効率的にサービスを提供できるよう勤務体制を整備する。

なお、研修は次のとおり実施する。

- | | |
|--------------|-------------|
| (1)採用時研修 | 採用後2か月以内に実施 |
| (2)現任研修 | 年1回以上実施 |
| (3)管理者研修 | 必要に応じて実施 |
| (4)計画作成担当者研修 | 必要に応じて実施 |

(緊急時の対応)

第21条 従業員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

(事故発生時の対応)

第22条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(非常災害対策)

第23条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地域消防署等関係機関と協議を行い、火災、地震、水害、その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練、夜間訓練を地域消防署の協力を得たうえで、年2回以上実施する等入居者の安全に対して万全を期すものとする。

(記録の整備)

第24条 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

(暴力団等の排除)

第25条 事業者は、その運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(苦情処理)

第26条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員会を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して新潟県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、新潟県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(運営推進委員会)

第27条 (介護予防)認知症対応型共同生活介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、民生委員、地域包括支援センター職員等、(介護予防)認知症対応型共同生活介護について知見を有する者で構成する。
- 4 会議の内容は、事業者のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(掲示)

第28条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

(協力医療機関等)

第29条 事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

- 2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

(業務継続計画の策定等)

第30条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護【指定介護予防認知症対応型共同生活介護】の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの

とする。

(ハラスメント)

第31条 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第31条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

附則

この規程は、平成27年12月1日から実施する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から実施する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

附則

この規程は、令和元年7月1日から実施する。

附則

この規定は、令和元年10月1日から実施する。

附則

この規定は、令和6年4月1日から実施する。

附則

この規定は、令和6年10月1日から実施する。